明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（法務・厚生労働五）　一
○公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則（文部科学二六）　三
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（厚生労働一四一）　四
〔告　示〕
○公文書等の管理に関する法律施行令第五条第一項の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六条の規定による適切な管理を行うものを指定する件の一部を改正する件（内閣府八七）　五三
○公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件（文部科学一〇一）　五三
○補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正する件（同一〇二）　五六
〔官庁報告〕
国家試験
介護福祉士国家試験の施行（厚生労働省）　五九
介護福祉士試験委員の公告（同）　六三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　六四
特殊法人等
首都高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、個人型年金規約の一部を変更する規約、地方公共団体情報システム機構令和元年度財務諸表関係　八三
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　九四
会社その他
会社決算公告　一〇〇

省令

○法務厚生労働省令第五号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第八条第二項第六号及び第九条第二号（同法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年七月十七日

法務大臣　三好　雅子
厚生労働大臣　加藤　勝信